

令和6年度版

監査のあらまし



出世大名
家康くん



出世法師
直虎ちゃん

©浜松市

浜松市監査事務局

目次

ページ

1	監査体制	1
	(1) 監査委員	
	(2) 監査事務局	
2	監査の目的	2
3	監査結果の公表	2
4	監査の効果	3
5	監査等の種類とその概要	4
	(1) 法律等の定めにより定期的に行う監査等	
	ア 定期監査	
	イ 決算審査	
	ウ 例月出納検査	
	エ 基金運用審査	
	オ 健全化判断比率等審査	
	カ 内部統制評価報告書審査	
	(2) 監査委員が必要があると認めたとときに行う監査	
	ア 行政監査	
	イ 随時監査	
	ウ 財政援助団体等監査	
	(3) 要求や請求に基づいて行う監査	
	(4) 外部監査契約に基づく監査	
6	令和6年度の監査等実施に係る年度計画	8
7	令和5年度の監査等実施状況	9
8	各監査等の主な事例	10
	(1) 定期監査	
	ア 財務監査	
	イ 学校監査	
	ウ 工事監査	
	(2) 決算審査	
	(3) 例月出納検査	
	(4) 基金運用審査	
	(5) 健全化判断比率等審査	
	(6) 内部統制評価報告書審査	
	(7) 行政監査(特定の事案によるもの)	
	(8) 随時監査	
	(9) 財政援助団体等監査	
	ア 財政援助団体	
	イ 出資団体	
	ウ 公の施設の指定管理者	
	(10) 住民監査請求に基づく監査	

1 監査体制

(1) 監査委員

監査委員は、地方自治法に基づき設置が義務付けられており、行政運営に関し優れた識見を有する者及び議員の中から、市長が議会の同意を得て選任し、「市の財務に関する事務の執行及び市の経営に係る事業の管理」を監査します。



浜松市では4人の監査委員が監査を行い、合議(ごうぎ)により※ 監査結果に関する報告の決定、意見及び勧告に関する決定をしています。それを報告書として市長や議会に提出し公表することで、公正で適正かつ効率的な行政運営を確保することを使命としています。

※ 合議とは、監査委員全員の協議によりその意見を一致させること。

(令和6年7月1日現在)

区 分	氏 名	任 期	備 考
識見委員	川嶋 朗夫	令和3年4月 1日 ~ 令和7年3月31日	常 勤
識見委員	佐藤 雅秀	令和6年4月 1日 ~ 令和10年3月31日	非常勤
議会選出委員	渥美 誠	令和6年6月17日 ~ 議員の任期	非常勤
議会選出委員	斉藤 晴明	令和6年6月17日 ~ 議員の任期	非常勤

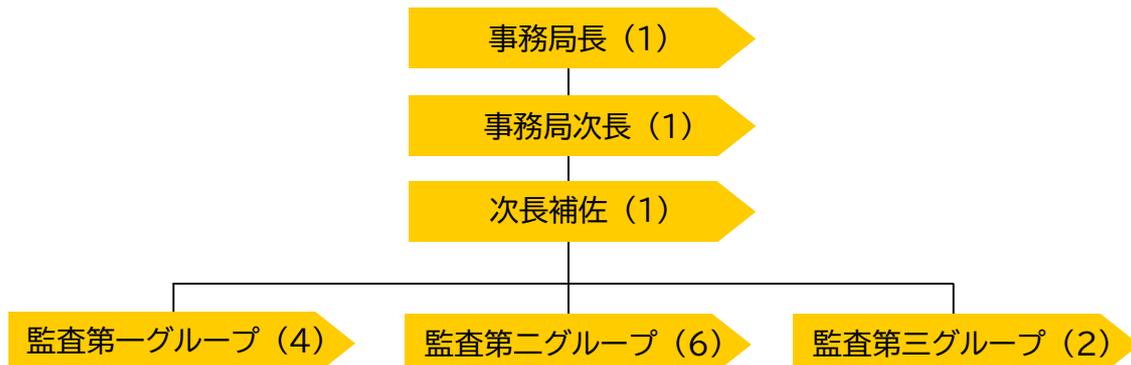
(2) 監査事務局

監査事務局は、監査委員の事務を補助する組織です。

一般の職員のほか、非常勤の庁内公認会計士及び庁内弁護士の委嘱、工事監査における調査事務の一部の外部委託などにより、専門的知識や民間の視点を活かすことで監査の充実・強化を図っています。

● 監査事務局組織図 (令和6年4月1日現在)

※ 括弧内は人数



2 監査の目的

監査は、市の財務に関する事務の執行や経営に係る事業の管理等について、下記のチェックポイントを視点として行うことで、市の行財政の適正な運営に資することを目的としています。

チェックポイント！

ルールに従っているか(合規性)

事務執行は正確か(正確性)

無駄はないか(経済性)

有効な成果を得ているか(効率性)

目的にかなっているか(有効性)

監査の
視点

3 監査結果の公表

監査委員は、監査結果を市長や議会に提出するとともに公表します。



※ 監査の結果、是正・改善を要する事項は以下のように分類されます。

指摘(公表)

法令・条例・規則・要綱等に違反しているもので、是正及び改善を要するものなど。措置が講じられるまで定期的に指導を実施する。

指導(非公表)

指摘には至らない比較的軽易と認められるものなど。
監査対象部局長に早期の是正を促すとともに、内部統制の取組に資するため、全部局に周知する。

意見(公表)

執行機関に改善・検討などを促し、注意を喚起する必要があるものなどを監査等の結果に添えて提出する。対応の進捗状況を定期的に確認する。

4 監査の効果

指摘を受けた所管課が是正措置を講じたときは、監査委員へ報告し、監査委員はその結果を「監査結果に基づく措置」として市長や議会に報告します。

監査という仕組みがあることによって、不適切な業務処理や財務管理が改善されるだけでなく、次のような効果も期待できます。

監査が定期的に行われることにより緊張感が生まれ、業務を適正に行うよう意識が高まります。

過去に指摘されたり、同じ原因で不適正であったりした類似の事業が精査され、再発の防止になります。

複数の職員によるチェック体制が意識されることにより、不正を未然に防ごうとする意識が高まります。

各業務において、マニュアルやチェックリストなどが作成され、誤りの防止につながります。

他の部署への指摘等を参考にして、誤りやすいポイントや改善方法が共有される等、内部統制の強化が図られます。

5 監査等の種類とその概要

「浜松市監査基準」に準拠した監査委員による監査等を通じて、適正かつ効率的な行財政運営が行われるとともに、行政の透明性確保と市民への説明責任が果たされるよう、市民の視点で市政運営の監視、評価及び指導を行っています。

以下、地方自治法を「法」、地方公営企業法を「公企法」、地方公共団体の財政の健全化に関する法律を「財政健全化法」とします。

(1) 法律等の定めにより定期的に行う監査等

監査区分	内 容
ア 定期監査 <法第 199 条第 1 項、 第 4 項> 【財務監査】 全部局を対象に2年に1度実施 【学校監査】 全ての市立の小学校及び中学校 を対象に6年に1度実施	会計年度ごとに次の事項を主眼に実施します。 【財務監査】 市の財務に関する事務の執行及び経営が、適正かつ効率的に行われているか。 【学校監査】 市の小・中学校の事務の執行及び経営管理等が、適正かつ効率的に行われているか。 【工事監査】 市が施行する土木、建築工事等の計画設計及び施工が法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているか。
イ 決算審査 <法第 233 条第 2 項、 公企法第 30 条第 2 項>	決算書や関係書類が適正に作成されているか、記載された計数は正確か、予算に定める目的に従って事務事業が経済的、効果的かつ効率的に執行され、目的を達成しているかどうかを主眼に実施します。
ウ 例月出納検査 <法第 235 条の 2 第 1 項>	会計管理者及び企業管理者の保管する現金の在高及び出納関係諸表等の計数の正確性を確認し、現金の出納事務が適正に行われているかどうかを主眼に毎月例日を定めて実施します。
エ 基金運用審査 <法第 241 条第 5 項>	市が、定額の資金を特定の目的に従い、運用するために設置した基金の運用状況について、基金運用状況報告書に基づき、計数の正確性はもとより、設置目的に沿って確実かつ効率的な運用が行われているかどうかを主眼に実施します。

監査区分	内 容
オ 健全化判断比率等審査 <財政健全化法第3条第1項、第22条第1項>	実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率が、財政健全化法及び関係法令に定められた基準に準拠し、適正に表示されているかどうかを主眼に実施します。
カ 内部統制評価報告書審査 <法第150条第5項>	市長が作成した内部統制評価報告書について、市長による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備にあたるかどうかの判断が適切に行われているかどうかを主眼に実施します。

(2) 監査委員が必要があると認めたときに行う監査

監査区分	内 容
ア 行政監査 <法第199条第2項>	経済的、効率的、効果的に行われていない事務事業、合理的な理由がなく著しく遅延している計画等を対象として、定期監査に併せて、適正に行われているかどうかを主眼に実施します。
イ 随時監査 <法第199条第5項>	定期監査に準じて実施します。
ウ 財政援助団体等監査 <法第199条第7項>	次の財政援助団体等を対象に、出納その他事務の執行が法令等に準拠し、適正に行われているかどうかを主眼に実施します。 【財政的援助をしている団体、出資している団体】 <ul style="list-style-type: none"> ・目的どおりの事業成果を挙げているか。 【公の施設の指定管理者】 <ul style="list-style-type: none"> ・市民が安全に、安心して施設を使用できるよう適正な維持管理をしているか。 ・市民サービスの向上につながっているか。



これらのほかに、指定金融機関等が取り扱う公金の収納又は支払事務に関する監査があります。

(3) 要求や請求に基づいて行う監査 <法第75条ほか>

ア 住民の直接請求に基づく監査

イ 議会の請求に基づく監査

ウ 市長の要求に基づく監査

エ 住民監査請求に基づく監査 ※次ページに詳しい説明があります。

オ 職員の賠償責任に関する監査

住民監査請求の流れは次ページに記載していますが、ホームページでもご覧になれます。

浜松市トップ > 「監査 手引」 で検索



監査 手引



<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kansa/kansa/tebiki.html>

(4) 外部監査契約に基づく監査 <法第252条の27ほか>

監査委員による監査とは別に、「外部監査」があります。

外部監査には、「包括外部監査」と「個別外部監査」の2種類があります。

包括外部監査

法律の定めにより、弁護士、公認会計士等の監査人資格者と契約し、各年度1回以上、特定のテーマを決めて行います。

※令和5年度:テーマ「都市公園の整備と維持管理等に関する事務の執行について」

個別外部監査

市民、議会、市長の請求等によって行います。

※ 令和5年度:請求なし

包括外部監査に関する事務については、政策法務課（Tel053-457-2798）が担当しています。

また、包括外部監査の結果はホームページでご覧になれます。

浜松市トップ > 「包括外部監査」 で検索



包括外部監査



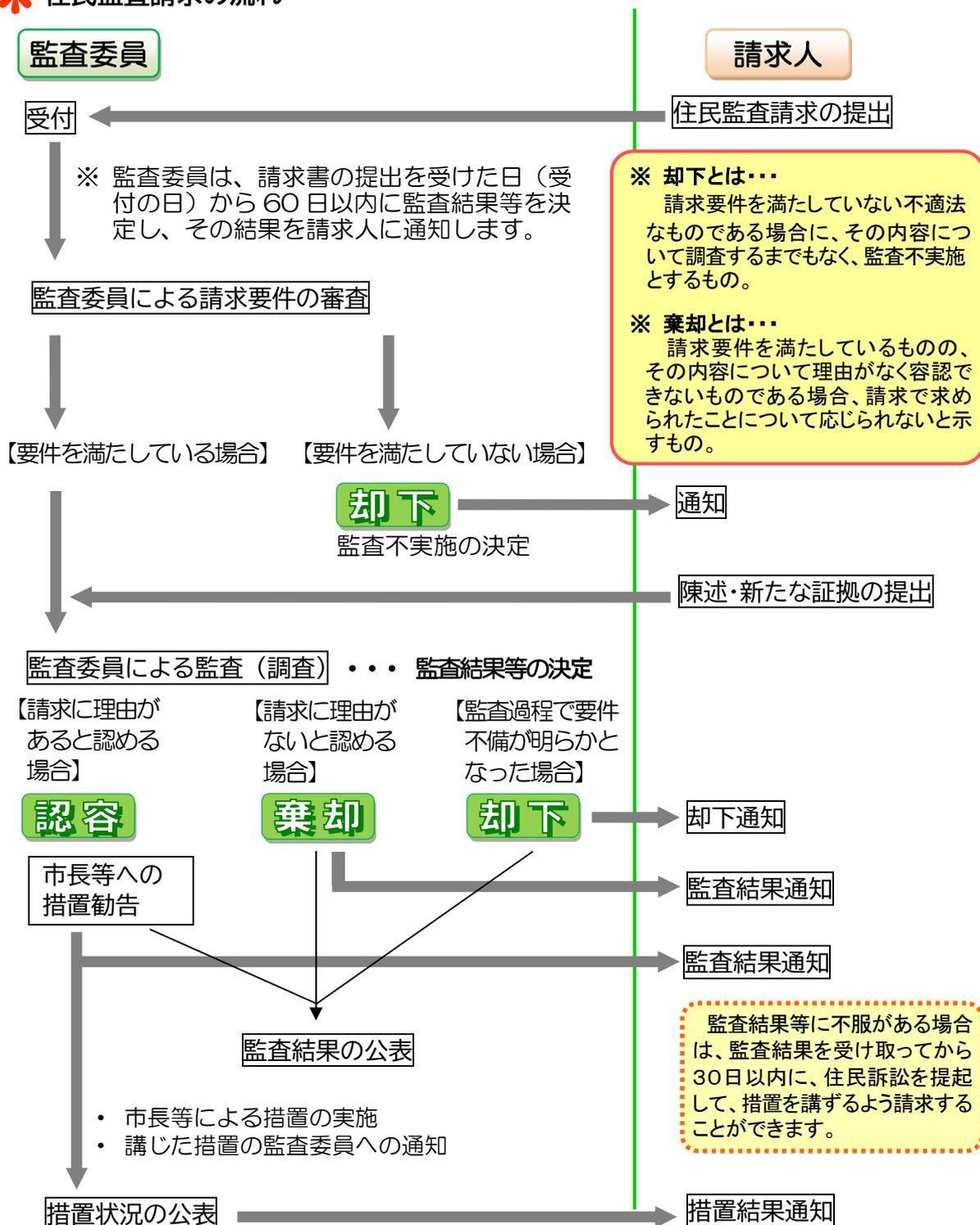
<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/houmu/gaibukansa/index.html>

※前ページ (3)要求や請求に基づいて行う監査より

● 住民監査請求に基づく監査 <法第242条>

住民監査請求は、市民が市長等の執行機関や職員による公金の支出、財産の管理、契約の締結などの財務会計上の行為が違法又は不当であると認めるとき、それを証明する書類を添えて、監査委員に対し監査を求め、市長等に必要な措置を講じるよう請求することなどができる制度です。

✳ 住民監査請求の流れ



7 令和5年度の監査等実施状況

監査委員が令和5年度に実施した監査、検査及び審査の実施状況を紹介します。
市の財務に関する事務の執行や経営に係る事業の管理が適正かつ効率的に行われているかどうか監査等を行いました。なお、監査等に必要な調査の一部は、調査機関に委託し、その意見を参考としました。

監査区分		実施状況【指摘件数等】			
		実施	指摘	指導	意見
定期 監査 ※	財務監査	100課	2件	88件	12件
	学校監査	24校	2件	4件	2件
	工事監査	8工事	0件	0件	0件
決算審査		いずれも正確でおおむね適正に執行していると認められた。			
例月出納検査		いずれも正確に行われていると認められた。			
基金運用審査		いずれも正確で確実かつ効率的に運用していると認められた。			
健全化判断比率等審査		いずれも適正に作成されていると認められた。			
内部統制評価報告書審査		評価手続及び評価結果に係る記載は相当であると認められた。			
行政監査 (特定の事案によるもの)		実施なし			
随時 監査	公営企業会計	3会計	1件	1件	0件
	財務事務等	実施なし			
財政 援助 団体 等 監査	財政援助団体	10団体	0件	7件	1件
	出資団体	1団体	0件	0件	0件
	指定管理者	7団体	5件	5件	3件
住民監査請求に基づく監査		2件			

※ 行政監査を含む。

8 各監査等の主な事例

令和5年度に実施した監査、検査及び審査のうち、主な事例を紹介します。
なお、各種監査の結果は、ホームページにある監査事務局のページや図書館等でもご覧になれます。

監査結果に基づく措置や住民監査請求の手引等、様々な情報を掲載していますので、ぜひご覧ください。

浜松市トップ > 「市政監査」 で検索



市政監査



<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kansa/kansa/kansa.html>

(1) 定期監査(行政監査含む)

ア 財務監査 実施100課(指摘2件、指導88件、意見12件)

監査結果

事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査を行った結果、おおむね適正に処理されていると認められました。

ただし、一部の事務において是正・改善を要する事項が見受けられました。

指 摘

他団体による市立高等学校研修施設の事務室の占用について、浜松市公有財産管理規則に規定する行政財産使用許可申請書を提出させておらず、許可手続きを行っていませんでした。

以上について、適切な是正措置を講じるよう求めました。

改善措置



指摘を受けた研修施設の事務室の占用について、浜松市公有財産管理規則に規定する行政財産使用許可申請書を提出させ、許可手続きを行いました。今後は、再発防止に向けて占用者に対して定期的に確認するとともに、規則に基づき適正な事務処理を行うよう是正しました。

意見 1

- 高度経済成長期に整備された社会インフラの更新と適正な維持管理が全国的課題となるなか、本市が管理している横断歩道橋は 7 割以上が設置後 50 年を経過しています。それらを含め全ての横断歩道橋について平成 29 年度から 30 年度にかけて法定点検を実施し、利用者が少なく、地元から廃止要望があった 2 橋の廃止を決定しました。また、令和元年度から 5 年度までに約 12 億 5,000 万円を費やして点検及び修繕を実施しました。
- 一部の横断歩道橋の支柱、階段等は、車いす、ベビーカーなどの歩道利用者の円滑な通行の妨げになっています。近年は、ユニバーサルデザインの観点から、本市では中心部の地下道を廃止したほか、他の自治体でも横断歩道橋を撤去・統廃合し平面横断化する動きがみられるなど、横断歩道による平面横断化が見直されています。
- 横断歩道橋のあり方に関する市民の意見の聴取について地元からの廃止要望がない場合においても、歩行者等の支障を含めた横断歩道橋の利用実態の把握と安全確保のための措置を検討した上で撤去、統廃合の明確な基準を定めるなど、横断歩道橋の存廃の検討を進めるよう求めました。

意見 2

- 市民の健康増進に資するため設置した浜松市龍山入浴施設の利用者について、所管課では、レジャー客が約 8 割で、近隣住民は約 2 割としています。
- 使用料については、「市内に住所を有する者及び市内に通勤又は通学する者」が大人 200 円、「上記に掲げる者以外の者」は大人 830 円などと、市内外の別で異なる使用料が定められていますが、身分証明書等の提示による居住地等の確認を行っていません。
- 施設の利用実態やニーズ等を把握・分析するとともに、施設の位置付け、適切な使用料の負担水準、徴収コストを考慮した簡素な料金体系等について幅広く検討を進めるよう求めました。

イ 学校監査 実施24校（指摘 2 件、指導 4 件、意見 2 件）

監査結果

書類調査等により小学校 16 校、中学校 8 校の監査を行った結果、おおむね適正に処理されていると認められました。

ただし、一部の事務において是正・改善を要する事項が見受けられました。

指 摘

他団体による学校敷地や学校施設の一部占用について、浜松市公有財産管理規則に規定する行政財産使用許可申請書を提出させておらず、許可手続きを行っていない件があったため、適切な是正措置を講じるよう求めました。

改善措置



指摘を受けた学校敷地や学校施設の一部占用について、利用団体に対し、行政財産使用許可申請書を提出させ、使用許可手続きを行いました。また、全校に対し敷地の占用に際しては申請が必要であることを周知しました。今後は、浜松市公有財産管理規則に基づき適正な事務処理を行うよう是正しました。

意 見

- ・市内の各学校においては、教育委員会が作成した防災対策基準を基に、地域の災害特性等を加味した危機管理マニュアルを作成、運用しています。災害時に、情報把握が困難な中で児童生徒の下校のタイミング等について適時・適切な判断を行うという重い責務を校長が負う中で、通学路や自宅の災害リスクの把握、災害特性に応じた留め置き対象者の事前把握などにおいて学校間でばらつきが見られました。
- ・また、児童生徒の引渡し時に学校周辺に交通渋滞が起きた例や、安全確保のため教職員を通学路に立たせた例など、保護者、教職員のリスク及び負担も課題となっています。
- ・共働き世帯、ひとり親世帯が増える中、児童生徒の安全が確保できない場合における学校への留め置きについて防災対策基準の改正等の検討を行い、児童生徒のみならず、教職員、保護者等の安全確保にも努めるよう求めました。
- ・児童生徒を留め置く場合には、非常食、飲料水等の備蓄品が必要となります。現在、地域等の協力により備蓄品を配置している独自の取組も見られますが、全市的な取組としていく場合には、一定の配備方針を示していく必要があります。備蓄品の配備においては、避難所用備蓄品の活用も視野に入れながら適正な量や内容を示すとともに、経費の負担者、配備方法等の検討を進めるよう求めました。

ウ 工事監査 実施8工事（指摘0件、指導0件、意見0件）

監査結果

市が発注した工事請負契約等のうち、工事進捗状況等を考慮のうえ選択した「中部浄化センター汚泥焼却設備改築工事」や「佐鳴台保育園移転新築工事（建築工事他）」等の案件について、おおむね適正に処理されていると認められました。

<中部浄化センター汚泥焼却設備改築工事現場と工事監査の様子>



(2) 決算審査

審査結果

一般会計及び特別会計の各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は法令に適合し、かつ、その計数はいずれも正確で、歳入歳出予算の執行はおおむね適正であると認められました。

また、各公営企業会計の決算書とその附属書類は法令に基づき作成されており、決算諸表の計数はいずれも正確で、予算執行状況、経営成績及び財政状態に係る表示については、おおむね適正であると認められました。



意見

【一般会計・特別会計】

「変化し続ける社会情勢や多様な行政課題に対して「未来へつなぐ持続可能な社会への挑戦」を重点化テーマに掲げた戦略計画 2023 の基本方針に則った将来にわたる安定した財政運営が求められる。そのため、歳入確保を徹底するとともに、事業の見直しや選択と集中による歳出の重点化についても一層の強化を図りながら、以下の点に留意し、財政運営に取り組みたい。

ア コロナ禍の経験を活かすための関連事業の総括及び財政調整基金の規模について

イ 健全な財政運営の推進のための地方公会計制度の活用について

ウ 持続可能な資産経営の推進と投資について」と総括し、次の項目等について意見をしました。

- ・市税の決算状況と収入率向上に向けた取組の推進について
- ・建設工事入札における 1 者応札の状況について
- ・浜松市におけるDXの推進について
- ・公金収納等事務の経費負担等について

【公営企業会計】

「各企業は、人口減少等に伴うサービス需要の減少、施設の老朽化に伴う更新需要の増大、近年の集中豪雨や台風等の自然災害の頻発に加えデジタル化や脱炭素化などの時代の変化への対応など様々な課題に直面している。引き続き厳しい経営環境が予想されるなかで、経営上の懸念材料となり得る新型コロナウイルス感染症やエネルギー価格高騰への対応など、目まぐるしく変化する社会経済情勢において様々な課題に適切に対処する必要がある。今後においても、公営企業の本来の役割である公共の福祉増進のため、将来にわたり安定的にサービスを提供することができるよう経営基盤の強化により一層努められたい。」と総括し、次の項目等について意見をしました。

(病院事業会計)

- ・新病院整備事業(新病院棟工事)について(医療センター)
- ・持続可能な病院経営について(佐久間病院)



(水道事業会計)

- ・水道料金について



(下水道事業会計)

- ・浜松市下水道終末処理場(西遠処理区)運営事業における第 1 期の改築業務について



(3) 例月出納検査

検査結果

会計管理者等の所管に係る現金の出納及び保管状況について検査を行った結果、現金の出納事務がいずれも正確に行われていると認められました。

(4) 基金運用審査

審査結果

基金運用状況調書について審査を行った結果、その計数は正確であり、基金の運用は確実かつ効率的に行われていると認められました。

(5) 健全化判断比率等審査

審査結果

健全化判断比率及び資金不足比率は法令に基づいて算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正であると認められました。

(6) 内部統制評価報告書審査

審査結果

内部統制評価報告書について、市長による評価が、市長が定めた評価手続に沿って適切に実施されているか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかの着眼点から審査を行った結果、評価手続及び評価結果に係る記載は相当であると認められました。

意見

- ・ 国民健康保険証一斉更新時の発送業務における運用上の重大な不備により、機微な個人情報を漏えいしたことは、重く受け止める必要があります。
- ・ 発送業務における事務ミスのほかにも、各課で同様の事務ミスが繰り返し発生している業務がありますが、再発を防止しきれていないということは、運用上の不備にとどまらず、制度や手順そのものにも見直すべき点があると考えられます。
- ・ 制度所管課による内部統制を全庁的に見ることができ立場にある制度統括課は、制度や手順そのものの不備の見直しとともに、リスクに応じた対策レベルの濃淡や、デジタル技術の活用、費用対効果も踏まえた再発防止策の検討により、各課で繰り返し発生する同様の事務ミスの根本的な解決を図るため、制度所管課に積極的に指導、助言等をするよう努めることを求めました。

(7) 行政監査(特定の事案によるもの)

令和5年度は、実施しませんでした。

(8) 随時監査 実施 公営企業3事業会計 (指摘1件、指導1件、意見0件)

監査結果

病院事業、水道事業及び下水道事業の公営企業会計を対象に、財務に係る事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査を行った結果、おおむね適正に処理されていると認められました。

ただし、一部の事務において是正・改善を要する事項が見受けられました。

指 摘

浜松市公共下水道事業受益者負担に関する条例第17条において、負担金を納付すべき者は、納期限までに納付しなかった場合、延滞金を加算して納付しなければならないと規定されていますが、徴収すべき延滞金の計算及び徴収を行っていなかったことから、適切な是正措置を講じるよう求めました。

改善措置



事務の適正化を図るため、延滞金徴収事務処理の構築を行い、令和5年7月28日以降に発した催告状・納付書においては、発行日までの延滞金を加算した金額で請求しました。さらに、令和5年9月6日には時効完成分を除き過去5年分の確定延滞金の請求を行い、同年12月28日にも再請求を行いました。また、令和6年1月から運用開始した新システムでは、延滞金額を自動計算し収納管理ができる仕組みを構築しました。

今後は、浜松市公共下水道事業受益者負担に関する条例の規定に基づき適正な事務処理を行うよう是正しました。

(9) 財政援助団体等監査

ア 財政援助団体（市が補助金交付などの財政的援助をしている団体）
実施 10 団体（指摘 0 件、指導 7 件、意見 1 件）

監査結果

財政援助団体の事務及びそれに関する所管課の事務を対象に監査を行った結果、おおむね適正に処理されていると認められました。

意見

実行委員会の事業費負担金は、事業についての高い公益性や市の受益が見込まれる場合等に本市が共同実施者として事業主体に加わる際に応分の負担を行うものですが、はまきた産業祭に関しては、事業費の約 7 割を本市が負担しながら、市職員が実行委員となっておりませんでした。所管課に対し、本市の考え方を事業に反映させ、適切な事業実施を確認するための実行委員としての参画その他の本市の関与のあり方を検討するよう求めました。また、他の地域や他都市の例を参考に、適切な市の負担水準について検討するとともに、出店料の徴収など実行委員会が自主財源を確保できる仕組み作りに取り組むよう求めました。

イ 出資団体（市が資本金等の1/4以上を出資している団体）
実施 1 団体（指摘 0 件、指導 0 件、意見 0 件）

監査結果

出資団体の事務及びそれに関する所管課の事務を対象に監査を行った結果、おおむね適正に処理されていると認められました。

ウ 公の施設の指定管理者（文化・スポーツ施設などの公共用施設の指定管理者） 実施 7 団体（指摘 5 件、指導 5 件、意見 3 件）

監査結果

公の施設の指定管理者の事務及びそれに関する所管課の事務を対象に監査を行った結果、おおむね適正に処理されていると認められました。

ただし、一部の事務において是正・改善を要する事項が見受けられました。

指 摘

浜松市引佐総合体育館における利用団体の私物保管のための占用について、浜松市公有財産管理規則に規定する行政財産使用許可申請書を提出させておらず、許可手続きを行っていなかったことから、所管課及び団体に対し、適切な是正措置を講じるよう求めました。

改善措置



指摘を受け、利用団体による浜松市引佐総合体育館の占有に係る行政財産使用許可申請書を提出させ、行政財産使用許可の手続きを行いました。

今後は、再発防止に向け利用団体及び指定管理者に対して定期的な立ち入り調査による確認を行い、浜松市公有財産管理規則に基づき適正な事務処理を行うよう是正しました。

意 見

- ・浜松市かわな野外活動センターは、昭和 60 年の施設開所後 40 年近く経過しており、令和 8 年度までの中期修繕計画を策定し、施設の修繕・整備等の工事が進められています。しかし、近年の温暖化に伴い、利用者からの要望のある宿泊棟へのエアコン設置については、計画の対象とされていません。
- ・一方で、施設開所以来、主な利用主体である幼児及び小中学生の利用料金は改定されていません。また、他都市の団体の利用料金は所定の 1.5 倍の額とされているところ、湖西市内に所在する団体が利用する場合の利用料金を本市内の団体と同額とする取扱いを継続しています。
- ・適正な受益者負担の水準について再検証し、利用料金、料金区分等の見直しを検討するとともに、利用料金への転嫁による費用の回収を前提に、施設の機能性や利便性の向上につながる施設整備を促進することについても検討するよう求めました。また、近年、多額の黒字を計上している当施設の指定管理業務についても、その収支状況を把握し、適正な指定管理料の算定に努めるよう求めました。

(10) 住民監査請求に基づく監査

令和5年度は、2件の住民監査請求がありました。

請求内容

1件目は、令和4年度における要望活動に係る旅費支出について、正当に成立していない団体に関する経費の支出であり違法、不当であるとして、返還を勧告するよう求めるもの。

2件目は、令和4年度における公有財産売却業務委託契約に基づき土地が売却された場合に行われることとなる委託料支出は、違法、不当な売却手続に基づく違法、不当な支出であり、また、売却のための管理も違法、不当となり、適法な手続きを怠っているとして、違反する行為を是正できる仕組みの構築を勧告するよう求めるもの。

監査結果

1件目について、令和5年10月に監査結果通知を公表しました。

要望活動は公務上必要な行為であり、浜松市職員の旅費に関する条例等の支給要件に適合しており、当該団体の成立・不成立は、本件旅費の支出が違法、不当であるかどうかには関係せず、旅費の支出手続その他の点においても違法又は不当な点は認められないことから、請求を棄却しました。

2件目について、令和6年2月に監査結果通知を公表しました。

売買契約が成立しなかったため委託料は支出されておらず、また、財産の管理及び財産の管理を怠る事実に係る請求に該当しないことから、地方自治法第242条第1項の要件を満たさず、不適法であると認めるため、請求を却下しました。



浜松市
HAMAMATSU CITY

令和6年度版 監査のあらまし

令和6年8月発行

【発行】

浜松市監査事務局

〒430-8652 浜松市中央区元城町 103-2

TEL (直通) 053-457-2391



出世法師 直虎ちゃん

出世大名 家康くん

©浜松市